

独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程

(平成15年10月1日規程第14号)
(改正平成15年11月1日規程第31号)
(改正平成16年3月31日同第2号)
(改正平成17年11月24日同第4号)
(改正平成18年3月14日同第1号)
(改正平成18年3月28日同第3号)
(改正平成19年3月26日同第9号)
(改正平成19年12月3日同第14号)
(改正平成20年3月11日同第2号)
(改正平成21年3月5日同第3号)
(改正平成21年12月1日同第8号)
(改正平成22年2月18日同第3号)
(改正平成22年9月17日同第8号)
(改正平成22年11月30日同第11号)
(改正平成24年3月1日同第2号)
(改正平成24年3月30日同第3号)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第63条第2項の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という。)の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本給

俸給

扶養手当

(2) 諸手当

役職手当

特別都市手当

通勤手当

住居手当

超過勤務手当

管理職員特別勤務手当

特別手当

(職務の区分)

第3条 給与の支給基準となる標準的な職務の区分は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 部長 | 8 10 級 |
| (2) 参事 | 6 7 級 |
| (3) 副参事 | 4 5 級 |
| (4) 主査 | 1 3 級 |

(給与の支払)

第4条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(職員別給与台帳)

第5条 理事長は労働基準法(昭和22年法律第49号)第108条に規定する事項を記載した給与台帳を職員別に作成し、これに基づいて給与を支払わなければならない。

(俸給の決定)

第6条 職員の俸給の額は、その勤務の区分、複雑、困難及び責任の度合いを考慮して、別表の俸給月額により定める。

(初任給)

第7条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

(昇格)

第8条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて1級上位の級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第9条 職員の昇給は、別に定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(職務の級が7級以上であるものは3号俸)とすることを標準として別に定めるところにより決定する。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(職務の級が7級以上であるものは3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、第2項に規定するもののほか、別に定めるところにより昇給させることができる。

(給与の支給日)

第10条 俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、通勤手当及び住居手当は、その月の月額的全額を毎月16日に、超過勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月16日に支給するものとする。ただし、支給定日が休日(独立行政法人平和祈念事業特別基金就業規則(平成15年規程第7号。以下「就業規則」という。)第8条に

規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日（当該前日が休日に当たるときは、当該前日後においてその日に最も近い休日でない日）に支給する。

- 2 期末手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日）に支給する。
- 3 勤勉手当は、6月30日及び12月10日（これらの日が日曜日に当たるときは、これらの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときは、これらの日の前日）に支給する。
- 4 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、第1項の規定にかかわらず、給与の支給定日前であっても、請求の日までの給与を支給することができる。

（日割計算）

第11条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日までに支給するとき以外のときは、その俸給額はその月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（扶養手当）

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号の一に該当する者であって、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額を、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人について11,000円）とする。

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当す

る事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合には、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合には、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合には、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合には、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合又は同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（役職手当）

第14条 役職手当は、次の表に掲げる職にある職員に対して、当該職員の属する職務の級に応じ、同表に定める額を支給する。ただし、その者の業務の成績に応じ、理事長はこれを増額し又は減額することができる。また、職員が、就業規則に規定する有給休暇

又は業務上の傷病に基づく休職若しくは欠勤以外の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合には、その月の役職手当は、支給しない。

| 職 | 職務の級 | 役職手当 |
|-----|------|------------------------|
| 部長 | 10級 | 99,600円を超えない範囲内で別に定める額 |
| | 9級 | |
| | 8級 | |
| 参事 | 7級 | 93,800円を超えない範囲内で別に定める額 |
| | 6級 | 88,100円を超えない範囲内で別に定める額 |
| 副参事 | 5級 | 33,600円 |

2 職員の前項の規定による額が、独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程（平成15年規程第13号）第4条に規定する役員の最低の俸給月額及びこれに対する特別調整手当の月額合計額に112分の100を乗じて得た額と、その者が受ける俸給及び扶養手当の月額合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する役職手当は、同項の規定にかかわらず、その差額未満の額として別に定める額とする。

3 第11条の規定は、役職手当の支給について準用する。

4 部長及び参事の職にある職員に対しては、超過勤務手当は支給しない。

（特別都市手当）

第15条 特別都市手当は、東京都特別区に在勤する職員に支給する。

2 特別都市手当の額は、その職員の俸給、扶養手当及び役職手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た額とする。

3 第11条の規定は、特別都市手当の支給について準用する。

（通勤手当）

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる区分により支給する。

(1) 通勤のため交通機関等を利用する職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者の1箇月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次

の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

| | |
|---|----------|
| イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 | 2,000 円 |
| ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 | 4,100 円 |
| ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 | 6,500 円 |
| ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 | 8,900 円 |
| ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 | 11,300 円 |
| ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 | 13,700 円 |
| ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 | 16,100 円 |
| チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 | 18,500 円 |
| リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 | 20,900 円 |
| ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 | 21,800 円 |
| ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 | 22,700 円 |
| ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 | 23,600 円 |
| ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 | 24,500 円 |

(3) 通勤のため交通機関等を利用し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（自動車等を使用して通勤する距離が片道 2 キロメートル以上の者に限る。）にあっては、第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、前二号に定める額とする。ただし、1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるとときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

- 2 通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の別に定める日に支給する。
- 3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 4 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当に

あつては、1箇月)をいう。

- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給及び返納について必要な事項は、別に定める。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次号に掲げる職員に支給する。

- (1) 自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員

(2) 削除

2 住居手当の月額、次号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 削除

3 次の各号の一に掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。

(1) 国等から貸与された職員宿舎に居住している職員

(2) 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者(第13条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。)以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第19条 正規の勤務時間外の勤務又は休日に勤務を命ぜられた職員については、勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき正規の勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合(その勤務が22時から翌日の5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 休日以外の日における正規の勤務時間を超える勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135(休日において勤務することを命ぜられた職員が、休日の振替を行った場合を除く。)

2 前項に規定するもののほか、超過勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。
(勤務1時間当たりの給与の額)

第20条 前2条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、俸給の月額及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額とする。

2 前項に規定する1年間の起算日は、毎年4月1日とする。
(管理職員特別勤務手当)

第21条 第14条の規定に基づき役職手当の支給を受ける職員で、同条第4項の規定の適用を受けるものが、臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により、休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

4 前2項に規定する別に定める事項は、国家公務員の例に準じて定めるものとする。
(特別手当)

第22条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この項、第4項及び第8項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員(別に定める職員を除く。)についても同様とする。ただし、職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当(第8号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は支給しない。

(1) 職員が基準日前1箇月以内に理事長の要請に応じ退職して、引き続き国、独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人若しくは地方公共団体(退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。)又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等に使用される者(以下「国家公務員等」という。)となった場合

(2) 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられている場合

(3) 職員が停職を命ぜられている場合

(4) 就業規則第21条の規定により育児休業をしている職員のうち、第27条第2項に規定する職員以外の職員が育児休業をしている場合

(5) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第35条の規定による懲戒解雇の処分を受けた場合

(6) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第30条第3号及び第4号の規定により解雇された場合

(7) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間

- に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた場合
- (8) 次項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた場合
- 3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号の一に該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 4 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号の一に該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前4項までに規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。
- 8 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として、一般職の国家公

務員の例に準じて別に定める基準により計算した額を支給する。

- 9 職員でその職務の級が次の表（一）に定める職務の級にある職員にあっては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額（次の表（二）に定める職員にあっては、その額に俸給月額にそれぞれ同表に定める割増率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎とするものとする。

表（一）

| 職務の級 | 割増率 |
|--------|-----------|
| 8 10 級 | 100 分の 20 |
| 6 7 級 | 100 分の 15 |
| 4 5 級 | 100 分の 10 |
| 3 級 | 100 分の 5 |

表（二）

| 職務の級 | 割増率 |
|------|-----------|
| 部長 | 100 分の 23 |
| 参事 | 100 分の 14 |

- 10 国家公務員等が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して期末手当を支給するときは、その国家公務員等として在職した期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。
- 11 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項及び次項において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。ただし、職員が第2項第1号若しくは第3号若しくは就業規則第21条の規定により育児休業をしている職員のうち、第27条第3項に規定する職員以外の職員が育児休業をしている場合に該当する場合又は休職を命ぜられている場合（業務上の傷病により休職を命ぜられている場合を除く。）には、勤勉手当は支給しない。
- 12 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は解雇された職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在）において職員が受けるべき俸給の月額及びこれに対する特別都市手当の月額の合計額を基礎として一般職の国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額を支給する。
- 13 第9項及び第10項の規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、第9項中「前項」とあるのは、「第12項」と読み替えるものとする。
- 14 第3項から第7項の規定は第11項の規定による勤勉手当の支給について準用する。（俸給の半減）
- 第23条 第18条の規定にかかわらず、職員が業務上以外の傷病により、欠勤した場合には、その欠勤を始めた日から90日（結核性疾病の場合にあっては、1年）の期間経

過後に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

(休職者の給与)

第 24 条 職員が業務上の傷病により休職を命ぜられた場合には、その給与の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の定めるところに従い、休業補償給付又は長期傷病補償年金がある場合には、給与の額からそれらの補償の額を控除した残額を支給する。

2 職員が業務上の理由に基づく傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満 1 年（結核性疾病にあっては、満 2 年）に達するまでは、俸給、扶養手当、特別都市手当、住居手当及び期末手当（以下この項において「俸給等」という。）の 100 分の 80 を、この期間を超えた休職の期間中は俸給等の 100 分の 60 を、それぞれ支給する。

3 職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中俸給、扶養手当、特別都市手当及び住居手当の 100 分の 60 を支給する。

4 職員が休職（傷病による休職及び刑事事件に関し起訴されたことによる休職を除く。）を命ぜられた場合におけるその休職の期間中の給与については、そのつど定める。
(退職者等の給与)

第 25 条 職員が業務上の傷病のため退職した場合若しくは定年により退職した場合又は業務上の都合により解雇された場合には、第 11 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、その者が現に受けるべきその月分の俸給、役職手当及び特別都市手当の全額を支給する。死亡の場合においても同様とする。

(介護休暇を受けた者の給与)

第 26 条 介護休暇については、第 18 条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与の額を減額する。

2 前項に規定するもののほか、介護休暇を受けた職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(育児休業等をしている者の給与)

第 27 条 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

2 第 22 条第 2 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、就業規則第 21 条の規定により育児休業をしていた期間及び休職を命ぜられていた期間を除いた期間を含む。）がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

3 第 22 条第 11 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、第 1 項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、号俸を調整することができる。

5 職員が部分休業により勤務しない場合には、第 18 条の規定にかかわらず、その勤務しない 1 時間につき、第 20 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与の額を減額する。

6 前各項に規定するもののほか、育児休業又は部分休業をしている職員の給与の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(端数計算)

第28条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第19条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第29条 この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第30条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第133号)附則第2条により認可法人平和祈念事業特別基金から引き続いて基金の職員となった者であって、基金の成立の前日において平和祈念事業特別基金職員給与規程(以下「旧規程」という。)第1条に規定する職員であった者の給与に関する事項は、基金の成立の日において、第1条に規定する職員の給与に関する事項に相当するものとみなす。この場合において、旧規程の給与に関する事項は、基金成立の時において基金が承継する。

3 平成11年4月1日(以下「基準日」という。)以後に新たに職員給与規程の適用を受けることとなった職員のうち、基準日において53歳を超え、55歳を超えていない職員及び基準日において50歳を超え53歳を超えていない職員は、旧規程の規定により昇給させることができる。

4 当分の間、職員(俸給表6級以上である者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が前項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 特別都市手当 当該特定職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

(3) 役職手当 当該特定職員が第14条の適用を受ける職員である場合にあっては、同条の規定による当該役職手当の額に100分の1.5を乗じて得た額

(4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別都市手当の合計額(第22条第9項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(同項表(二)に定

める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別に定める期別支給割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る別に定める在職期間別割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する特別都市手当の合計額(第22条第13項において準用する同条第9項の規定の適用を受ける職員にあっては当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額(同項表(二)に定める職員にあっては、その額に、俸給月額に同表に規定する割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る同条第12項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額
- (6) 第24条第1項から第3項までの規定により支給される給与当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第24条第1項 前各号に定める額
- ロ 第24条第2項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ハ 第24条第3項 第1号から第3号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、給与法適用職員の例に準ずる。
- 6 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出して得た額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする
- 7 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第26条第1項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第5項」とする。
- 8 附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第27条第5項の規定の適用については、同項中「第20条」とあるのは、「附則第5項」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)
- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程(以下「規程」という。)別表の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。
(職員が受けていた号俸等の基礎)
- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号

俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき別に定めるところに従って定められたものでなければならない。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第22条第8項及び第9項、第23条並びに第24条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある職員にとっては、当該月数から職員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成16年3月31日規程第2号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月24日規程第4号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程(以下「規程」という。)別表の俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、別に定める。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の規程及びこれに基づき別に定めるところに従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第22条第8項及び第9項、第23条並びに第24条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者にとっては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき俸給、扶養手当、

特別都市手当、住居手当、の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日までの期間において在職しなかった期間がある職員にあっては、当該月数から職員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)(平成18年3月14日規程第1号)

- 1 この規程は制定の日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正前の独立法人平和祈念事業特別基金職員給与規程に基づいて、平成15年10月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた超過勤務手当等は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

附 則(平成18年3月28日規程第3号)

(施行期日)

- 1 この規程は平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)における職務の級は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成17年法律第113号)(以下「平成17年改正給与法」という。)附則第6条の規定に準じるほか、別に定めるものとする。

(号俸の切替え)

- 3 切替日の前日において独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程別表の職員俸給月額表(以下「俸給表」という。)の適用を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、平成17年改正給与法附則第7条の規定に準じるほか、別に定めるものとする。

(職務の級の最高の号俸を超える俸給月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額は、平成17年改正給与法附則第8条の規定に準じるものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程及びこれらに基づき別に定めるところに従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 6 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第8号。)(以下「平成21年改正規程」という。))

附則 2 項の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給月額ほか、その差額に相当する額(附則 4 項の適用を受ける 6 級以上である者(以下この項において「特定職員」という。))にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日(特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成 21 年 12 月改正規程附則第 4 項第 1 号に規定する減額改定対象職員 100 分の 99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

7 切替日以降に新たに採用された職員について、採用の事情等を考慮して前項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

8 前 2 項の規定による俸給を支給される職員に関する独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程(以下「規程」という。)第 1 4 条第 1 項及び第 2 2 条第 9 項(規程第 2 2 条第 1 3 項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、各条項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程の一部を改正する規程(平成 18 年規程第 3 号)附則第 6 項及び第 7 項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成 22 年 3 月 31 日までの間における規程の適用に関する特例)

9 平成 22 年 3 月 31 日までの間における規程第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、第 9 条第 2 項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と「3 号俸」とあるのは「2 号俸」と、同条第 3 項中「4 号俸」とあるのは「3 号俸」と「3 号俸」とあるのは「2 号俸」と「2 号俸」とあるのは「1 号俸」とする。

附 則(平成 19 年 3 月 26 日規程第 9 号)

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(役職手当改正に伴う経過措置)

2 法第 14 条の規定による役職手当が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該役職手当のほか、当該役職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を役職手当として支給する。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで 100 分の 100

(2) 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで 100 分の 75

(3) 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで 100 分の 50

(4) 平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日まで 100 分の 25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該定める額をいう。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き同じ職である職員 同日にその者が受けていた役職手当の額

(2) 施行日以降に新たに採用され、採用の事情等を考慮して役職手当が支給される職員との権衡上必要があると認められる職員 施行日の前日に採用したものとした場合にその者が受けることとなる役職手当の額

附 則（平成 19 年 12 月 3 日規程第 14 号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、制定の日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 2 改正前の独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程の規定に基づいて、平成 19 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

附 則（平成 20 年 3 月 11 日規程第 2 号）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 5 日規程第 3 号）

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日規程第 8 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 18 年 4 月の俸給の切替えに伴う経過措置に関する特例措置）
- 2 平成 18 年 4 月の俸給の切替えに伴い切替前の俸給月額に達しないこととなり差額を受けている者の切替前の俸給月額は、切替前の俸給月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。
（平成 19 年 4 月の役職手当の改正に伴う経過措置に関する特例措置）
- 3 平成 19 年 4 月の役職手当の改正に伴い経過措置基準額の役職手当に達しないこととなり差額を受けている者の改正前の経過措置基準額の基となる俸給月額は前項により算出した俸給月額とする。
（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 4 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の規定第 22 条第 8 項及び第 9 項、第 23 条並びに第 24 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
（1）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき、俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある場合にあつては、当該月数から職員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
（2）平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
- 5 附則第 2 項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 22 年 2 月 18 日規程第 3 号）
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 17 日規程第 8 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。
（役職手当改正に伴う経過措置）
- 2 平成 19 年 3 月 26 日規程第 9 号附則第 2 項中の平成 22 年 9 月 30 日までとあるのは平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程第 11 号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の規定第 22 条第 8 項及び第 9 項、第 23 条並びに第 24 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
（1）平成 22 年 4 月 1 日（同年 4 月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日）において職員が受けるべき、俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある場合にあつては、当該月数から職員として在職しなかった期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|----------------|
| 職員俸給月額表 | 1 級 | 1 号俸から 93 号俸まで |
| | 2 級 | 1 号俸から 64 号俸まで |
| | 3 級 | 1 号俸から 48 号俸まで |
| | 4 級 | 1 号俸から 32 号俸まで |
| | 5 級 | 1 号俸から 24 号俸まで |
| | 6 級 | 1 号俸から 16 号俸まで |
| | 7 級 | 1 号俸から 4 号俸まで |

- （2）平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

（平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に関する読替え）

- 3 平成 22 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 4 項の規

定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第11号）の施行の日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「同日後」とする。

- 4 附則第2項及び3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成24年3月1日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。
（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成24年6月に支給する期末手当の額は、独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程（以下「規程」という。）第22条第8項から第10項まで又は第24条若しくは附則第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
- （1）平成23年4月1日において職員であって適用される職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号俸欄に掲げられる職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）が受けるべき俸給、扶養手当、役職手当、特別都市手当、住居手当の月額（規程附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額）の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

| 俸給表 | 職務の級 | 号俸 |
|---------|------|-------------|
| 職員俸給月額表 | 1級 | 1号俸から93号俸まで |
| | 2級 | 1号俸から76号俸まで |
| | 3級 | 1号俸から60号俸まで |
| | 4級 | 1号俸から44号俸まで |
| | 5級 | 1号俸から36号俸まで |
| | 6級 | 1号俸から28号俸まで |
| | 7級 | 1号俸から16号俸まで |
| | 8級 | 1号俸から4号俸まで |

- （2）平成23年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

附則（平成24年3月30日規程第3号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
（職員給与規程の臨時特例）

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程（以下「規程」という。）第6条に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（独立行政法人平和祈念事業特別基金職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年規程第3号）附則第6項から第8項までの規定による俸給を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

| 俸給表 | 職務の級又は号俸 | 割合 |
|---------|----------|-----------|
| 職員俸給月額表 | 2級以下 | 100分の4.77 |
| | 3級から6級まで | 100分の7.77 |
| | 7级以上 | 100分の9.77 |

- 3 特例期間においては、規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 役職手当 当該職員の役職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 特別都市手当 当該職員の俸給月額に対する特別都市手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の役職手当に対する特別都市手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (3) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- (5) 規程第24条第1項から第3項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイから八までに掲げる規定の区分に応じ当該イから八までに定める額
- イ 規程第24条第1項 前項及び前各号に定める額
- ロ 規程第24条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
- ハ 規程第24条第3項 前項及び第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、規程第18条及び第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、規程第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から俸給月額及び役職手当の月額並びにこれらに対する特別都市手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額
- 5 特例期間においては、規程附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する附則第2項、第3項第2号から第5号まで及び第4項の規定の適用については、附則第2項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額から給与規程附則第4項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、」と、附則第3項第2号中「俸給月額に対する特別都市手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する特別都市手当の月額から給与規程附則第4項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から給与規程附則第4項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項

第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から給与規程附則第4項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、附則第4項中「除して得た額」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第6項の規定により給与額から減ずることとされた額に相当する額を減じた額に」とする。

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 6 平成24年4月1日において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の規程第9条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成25年4月1日において理事長が別に定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 8 平成26年4月1日において理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。

(端数計算)

- 9 この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。